

書類等確認機関について

- 本事業をおおむね山形県域で行う場合は本県に要望調査書類を提出してください。
- 本県に要望調査書類を提出する前に、**書類等確認機関から書類の事前確認を受ける必要**があります。

1 書類等確認機関に書類を提出し事前確認を受ける

- ① 提出先 一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会
- ② ホームページ <https://j3a.or.jp> (提出方法の詳細や問い合わせ先を確認してください)
- ③ 提出方法 メールでのみ受付(郵送やファックスでの受付は不可)
- ④ 提出期限 **令和8年9月7日(月) 17:00** **※期限を超えての受付は不可**
- ⑤ やりとり上限 3回まで

※やりとり上限について、期限に余裕を持って書類を提出し、修正等がスムーズに行われた場合は、より丁寧な確認を受けることができます。

2 書類等確認機関からの修正依頼に対応

書類等確認機関の確認項目

- ① 提出書類に不備・不足がないか
- ② サービス事業者であるか
- ③ その他の確認

不備・不足について速やかに修正依頼に対応する
(速やかな対応ができない場合には、書類等確認機関による事前確認が終了しない恐れがあります)

3 書類等確認機関からの確認結果を受理

4 県に要望調査書類を提出する

- ① 提出期限 **令和8年9月24日(木) 11:00必着** **※期限を超えての受付は不可**
- ② その他の事項 「要望調査要領」を参照してください。